

# コープこうべのオリジナル電子マネー「COPICA」の 【払戻し】に関するお知らせ



コープこうべでは  
資金決済に関する法律第20条第1項の規定に基づき  
下記の前払式支払手段について  
未使用残高の払戻しを行うことになりましたので  
お知らせいたします

## ■ 払戻しを行う前払式支払手段発行者の商号

生活協同組合コープこうべ

## ■ 払戻し対象となる前払式支払手段の種類

「電子マネー・電子マネー コープこうべユニオン結成記念コピカ」  
(コープこうべのオリジナル電子マネー「COPICA」)

## ■ 払戻し申出期間

**2022年7月1日(金)から2022年9月30日(金)**

※期間内にお申出がない場合は、払戻し手続きの対象から除外されますのでご注意ください

## ■ 申出の方法

店舗のサービスコーナー(コープミニはレジ係)へお申出ください

## ■ 払戻しの方法

残金が10,000円以上の場合 …… ご指定の口座へ振り込み  
※振込手数料はコープこうべが負担します

残金が10,000円未満の場合 …… 店舗のサービスコーナー  
(コープミニはレジ係)から現金で返金

## ■ 払戻しに関するお問い合わせ先

くらしの情報センター 固定・公衆電話(無料) 0120-44-3100

携帯・IP電話から(有料) 0570-09-2100もしくは06-7636-2000

受付時間 火～土曜日 8:30～19:00、日・月曜日 8:30～18:00

※ガイダンスに従って「9(店舗・そのほかに関するお問い合わせ)」を選択ください。

お申し出内容によっては、折り返しの連絡になる場合がございます